

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

令和3年3月2日

申請者 太田寿明

論文題名 アダム・スミスと法——『法学講義』司法論研究

審査員 森村進（主査）、屋敷二郎、但見亮

太田寿明氏の博士学位申請論文は、18世紀スコットランドの哲学者アダム・スミスがグラスゴウ大学教授時代に行い、受講者によって詳細な講義録が遺された『法学講義』の特に司法（justice）篇の内容を、彼が参照した古代・中世の著作や近世自然法論者の議論と比較することによって分析し、そこから通説的な古典的自由主義者像とは異なるスミス像を提示するものである。

本論文には以下のような長所がある。

第一は、研究対象の新規性である。スミスは法学について著作を書き残さず、その法学講義録も1978年になるまで出版されなかったこともあり、スミス研究の中では相対的に立ち遅れた分野である。『法学講義』をスミスの二つの主著である『道徳感情論』と『国富論』の解釈において利用しようとする研究や、特定されたテーマに関する研究はある程度存在するが、スミスの法理論の全体像を描こうとする本格的な研究書は、現在までのところクヌート・ホーコンセンの『立法者の科学』と田中正司の『アダム・スミスの自然法学』しか存在しない。本論文はこれらの先行研究を十分咀嚼した上で、以下に述べる点で研究に新地平を切り開くものである。

第二は、その視野の広さと結論の大胆さである。太田氏は先行研究の主張に異を唱え、『法学講義』の論述全体に目を向けて、スミスの思想が公共的効用の要請と政治的自由を重視する功利主義的かつ共和主義的なものであり、従来解釈のように『道徳感情論』の共感理論の応用とか自由放任主義的自然的正義の提唱と理解するのは一面的な理解であると説得的に主張する。

第三は、個々の議論の緻密さである。太田氏は上記の主張を立証するために、〈居眠り歩哨の処罰〉とか〈先占による動産所有権の獲得〉とか〈偏りのない観察者による道徳的是認〉といった、スミス研究者の中でも見解が分かれる論点について、スミスのテキストと思想的な文脈、そして研究者の議論を精密に読み込み、スミスの見解をなるべく矛盾のないものとして理解しようとして務めている。個々の結論について議論の余地は残るとしても、これらの問題について本論文以上に詳細な検討を行っている文献は少ないと思われる。

本論文にもまだ期待したい点はある。太田氏はスミスの法理論を先行する近世自然法論との比較対象において特徴づけることに成功したと評価できるが、彼の法理論がスコットランドやイングランドの法とどのような関係に立っていたかはあまり論じられていない。しかしこの点は先行研究においてもほとんど論じられてこなかったものであり、その研究のためには少なからぬ文献学的・法史的調査が必要であると思われることからすると、太田氏の将来の課題として期待されるところである。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者太田寿明氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。